

# 観光統計の国際標準化と国内観光の振興

河村 誠 治

## 1. はじめに

明治維新後のわが国政府は殖産興業に始まり、終戦直後の石炭・鉄鋼・化学肥料・電力の増産を至上命題とした傾斜生産方式、高度成長期の重化学工業、家電・自動車を中心とした機械・電子産業の振興、1980年代末からのバブル経済期のIT産業やバイオ・テクノロジーなどの先端技術産業の育成と、工業・技術立国あるいは貿易立国を推進するものであった。しかし2006年末、それが一転して、「住んでよし訪れてよし」の国づくりを標榜する観光立国推進基本法の成立とともに、観光立国が国策となり、対個人サービス業の観光産業がにわかに内需拡大の救世主ともてはやされることになった。そして2010年には観光庁により「休暇取得の分散化」計画が公表され、勤労者世帯による国内観光消費を増やすことが政策目標とされるまでになった。しかし国内観光の振興で、果たして地域経済ひいては国民経済の拡大再生産が促せるものなのか、そもそも公平中立を旨とする国の機関が、特定の地域や特定の業種、とりわけ外貨をもたらすわけでもなく、形あるものを生み出すわけでもなく、そして何よりも久しく不生産的なサービス業と位置づけられてきた国内客向けの旅館業などに対して、経済波及効果を謳って挺入れすべきものなのか、再度吟味しなくてはならない。結論を先取りすることになるが、本稿ではまず、わが国の観光振興のねらいが観光消費額の増大と地域の経済振興であること、そしてその多くが地元住民の日帰り旅行消費であり、観光統計も単なる宿泊客統計ではすまされなくなった事情（観光統計の国際標準化）を述べる。次に、政府の観光機関である観光庁が主導してきた「休暇取得の分散化」計画案などに見られるような国内観光の振興が国民経済の拡大再生産をもたらすどころか、それへの過度な政府介入が逆に国民経済の発展

に悪影響を及ぼすということを産業連関論や国民所得理論の視点から指摘する。最後に、国内観光振興の是非ひいては観光庁などによる観光政策のあるべき姿を示す。

## 2. 今日観光の定義と目的

一つの科の学問(科学)の研究, すなわち専門的な学術研究にこだわれば, 問題発掘や分析の面で限界が生じ, 視野拡大や新たな洞察などが難しくなるとして, 様々な科の学が交錯する学際的な研究の重要性が唱えられてきた。しかしそれは往々に「混沌」という世界に入り込むことでもある。学際的研究ムードのもと, 概念や定義を曖昧にする風潮があるのは問題である。やはり, 概念の包括領域すなわち「内包」, それとその「外延」とを区別し, 物事を中心あるいは本筋が何であるかを明らかにする姿勢は不可欠である。それなくして国際標準にはなりえない。

今日世界が市場経済の渦に巻き込まれるなか, 観光論議や観光分析においても, 文化面よりも経済面が議論の中心になり, 観光経済の推進役としての観光産業が観光の中核的存在として位置づけられるようになった。しかし論理的には, 観光産業は観光活動の中核ではない。脇役的存在である。もともと観光の主人公すなわち観光主体は「観光する者」で, その対象(客体)が観光資源である。観光産業は観光商品の企画をすることはあっても, 「観光する者」(観光主体)になるわけでも, 観光資源そのものの開発を全面的に担うわけでもない。観光産業は観光主体と観光客体との関係(観光活動)を増幅させる媒体に過ぎない。それが観光産業によって「観光する者」(観光主体)が「観光客」, 「お客さん」と客体化されて呼ばれることで, 観光産業が主体化し, 話が混乱してくる。

なぜ観光産業は主体化できるのか。それは主に観光産業が観光を商品として企画し, 積極的に観光情報を提供し, 「規模の経済」によって何よりもそれを安価に提供してきたことによる。その観光産業にとっての最大の関心事は売上げ, すなわち観光消費額(観光客数×単価), そして making of

moneyである。このことは、スマイルを取り入れホスピタリティで一杯の観光商品の使用価値（効用）が、貨幣で表される価値の担い手に過ぎないということの意味している。質的に異なる観光客の観光動機や観光目的、あるいは観光客の感じる観光魅力としての文化的・自然的な資源の価値などは今日の大衆観光の中心あるいは存在根拠ではない、ということでもある。大衆は、資本・賃労働という関係のもとで従属的な存在にされ、その従属性は日々の労働や生活を忘れ精神的・肉体的再生（レクリエーション）とかかわる観光においても、観光産業に「連れて行って」という従属的な観光というところに行き着く。

観光における観光産業の主体化の一方で、大衆の個性化が指摘され、旅行が団体から個人の旅行にシフトし、ネットでの航空券、ホテル予約などの旅行に関する各種のアイテム item（旅行業では「単品」と呼ぶ）が氾濫するようになっている。しかし、それによって観光における観光産業の存在感が薄らいだかという、そうではない。主催旅行会社が売り出す団体旅行形態のパッケージツアーの影響力は依然大きいのである。今日旅行に関する各種アイテムは、情報通信の飛躍的発展のもとで、団体旅行商品の分割とばら売りの技術が発達し登場したもので、それによって団体旅行のイメージが薄らいだに過ぎない。繰り返し強調するが、「規模の経済」による団体旅行形態・枠組みそのものに何ら変化は生じていない。

今日、観光の焦点である観光消費額の増大に関心を寄せるのは観光産業だけではない。地域、政府（国、地方）、そして国際社会も観光振興には熱心である。観光消費額（観光客数×単価）の話に戻ろう。その把握に際して、観光および観光客の定義が欠かせない。巷ではそうした定義があたかも存在せず、勝手な観光定義を披露する者が今なお多い。しかし、「観光は、レジャー、ビジネス、その他の目的で、日常的環境の外に出かけ滞在する個人の人一年未満の活動である」（“Tourism comprises the activities of persons traveling to and staying in places outside their usual environment for not more than one consecutive year for leisure, business, and other purposes.”）

と、1991年の世界観光機関のオタワ会議<sup>1)</sup>で定義づけられている。この定義ではビジネス客なども観光客に含められ、観光の目的が問われないことから、今日世界機関での観光定義は供給サイドの観光産業あるいはそれが獲得する観光消費額の視点からなされたものであると言える。

ただし、1991年時点から「滞在 staying」に関する記述についての曖昧さが残っていた。観光活動の非日常性 (outside their usual environment) から、宿泊を伴う活動が観光と想定されていたが、のちに一時的な滞在による活動 (日帰り旅行)<sup>2)</sup> もそれに含められることになる。こうして従来の宿泊を伴う tourists に日帰り客 same-day visitors をプラスした観光客の定義がなされることになる。こうした広義の観光客は、正確には、観光入込客 (= 訪問客 visitors) と呼ぶべきものである。観光および観光客の定義変更には、主に次の2つの背景があると考えられる。一つは観光活動に不可欠の客体としての観光資源が、宿泊客の消費だけでは維持されないという背景である。具体的にはイベント開催などによる地元住民の消費なくして観光資源の再生産は不可能になっている。もう一つは国際的な観光地での宿泊施設を利用しない観光客の急増によるという背景である。具体的には地中海やカリブ海地域におけるクルーズ客の急増などである。

### 3. TSA 方式による観光統計の概要

1990年代後半以降、とりわけ2000年代に入り、世界観光機関 (UNWTO)

- 1) 世界観光機関は、1975年に発足した世界最大の観光の国際機関。2003年末に国連の専門機関に昇格し、その略称が世界貿易機関の WTO と同じであることから、2005年には略称を UNWTO と変更。2009年時点の加盟国数は154。1995年にはアジア太平洋地域の地域事務所としての世界観光機関アジア太平洋センターが大阪に設置。観光にかんするほぼすべての定義が、1991年カナダのオタワで開催の国際会議 (The International Conference on Travel and Tourism Statistics convened by the World Tourism Organization (WTO) in Ottawa, Canada, in 1991) で決められた。
- 2) 欧米では一般に、テレビ、ガーデニングなど家庭をベースとしたレクリエーション (Home-based recreation)、映画館や喫茶店に出かけるなどの日常的レジャー (Daily leisure)、そして遠出を伴う日帰り旅行 (Day trips)、そして宿泊を伴う遠出を観光 (Tourism) と、地理的な広がりからレクリエーション活動を区分する (Boniface, B., and Cooper, C. (1987) *The Geography of Travel and Tourism*, Heineman)。

はそうした日帰り客の消費を含んだ観光統計を TSA (観光サテライト勘定<sup>3)</sup>, Tourism Satellite Account) というブランドで世界的に普及させ、2007年時点での TSA 採用国は80カ国以上に上り、わが国も、2010年4月に TSA に移行した。それに先立ち観光庁は、TSA を主要議題とした観光経済国際シンポジウムを和歌山市 (2007年10月) と大阪市 (2009年3月) で2回開催している。関西で開催されたのは、UNWTO のアジア拠点のアジア太平洋センターが大阪にあるからである。その報告内容は世界観光機関アジア太平洋センターの年次活動報告書としてまとめられ、ネットでも見ることができる<sup>4)</sup>。とくに参考になるのは、第1回目のシンポジウムでの UNWTO アドバイザーのスタンリー・フリートウッド (Stanley Fleetwood)<sup>5)</sup> による基調講演「観光統計と観光政策」(Tourism statistics and its application for policy) である。そこでは TSA の10の表、すなわちインバウンド・ツーリズム消費、国内観光消費、アウトバウンド・ツーリズム消費、インターナル・ツーリズム消費等、観光産業とその他産業の収入、国内総供給とインターナル・ツーリズム消費、観光産業の雇用、観光産業とその他産業の観光の総固定資本形成、各級政府の観光領域での消費、観光に関する非金銭的指標が掲載され、TSA の具体的中味を垣間見ることができる。インバウンド、アウトバウンド、インターナル・ツーリズムといった観光用語についてはすぐ後で説明する。

TSA 方式による観光統計の第一の特徴は、観光消費額を供給サイドではなく需要サイドから把握するところにある。なぜそうするのか。それは、観

3) 国連統計委員会は、経済分析や政策評価の多様化というニーズに応えるために、サテライト勘定の作成に関する勧告を1993年に行なっている (1993年 SNA)。

4) 世界観光機関 (UNWTO) アジア太平洋センター第1回観光経済国際シンポジウム報告書 <http://www.unwto-osaka.org/image/activities/25-1.pdf>。第2回観光経済国際シンポジウム報告書 <http://www.unwto-osaka.org/image/activities/31-1.pdf>。

5) スタンリー・フリートウッド (Stanley Fleetwood) 氏は久しくオーストラリア観光当局で観光統計に従事し、1988年から今日まで世界観光機関の観光統計の専門家・コンサルタントとして、全世界で講演活動を行っている。主たる業績は世界観光機関出版の *Framework for the Collection and Publication of Tourism Statistics* (1994)、*Collection Tourism Expenditure Statistics* (1995)。

光産業の売上げの多くが真の観光消費を源泉としていないことによる。ホテル業を例にとると、ビジネスホテルを除き、一般に宿泊部門の売上げ比率は2割強で、残りの8割近くが宴会、ブライダル、飲食提供と、観光とは関係のない地元住民向けサービスによる売上げとなっている。また大手旅行代理店の場合、旅行代金が旅行の始まる前に集められることから、それを財テクに利用することも可能で、観光とは関係のない金融収入も期待できる。ちなみにアメリカン・エキスプレスはかつて旅行業が本業であったが、今日ではカード会社として世界に知られている。また観光産業の多くはオフシーズン対策としても不動産賃貸などの副業収入を内蔵化し、副業収入が本業収入を凌ぐことも多い。つまり観光産業サイドから見た観光収入は、実際の観光消費額よりもはるかに大きいことになっている。

TSAでの観光消費額の推計手順のあらまはしはこうである。観光消費額は、観光入込客数と一人当たり消費額（単価）との単なる掛け算である。しかし前述のように、観光入込客には宿泊客と日帰り客という異質の2種の訪問客（visitors）からなる。宿泊客と日帰り客の消費額、消費内容などは大いに異なることを考慮し、両者の消費額を別々に推計したのち合算するということになる。

宿泊客数の把握は宿泊施設への聞き取りによるが、そこで得られる宿泊客数は、一人で2泊、3泊するような宿泊客が2人、3人と延人数で表されている。実際の数（実人数）を把握するには、宿泊客の延人数を平均宿泊日数で除する必要がある。それに宿泊客の一人当たり消費額を乗じたものが宿泊客の観光消費額である。宿泊客アンケート調査では、延べの宿泊客数調査のほか、宿泊客の平均宿泊日数および一人当たり消費額という補助的なアンケート調査（パラメータ調査）を同時並行的に実施することも大切である。一般に、宿泊客アンケート調査は市町村、パラメータ調査は都道府県、観光庁などと行政の役割分担がなされてきている。

もう一方の日帰り客数の把握は、観光施設ではなく観光資源のある場所（観光スポット）で行なわれなければならない。（たとえば観光施設のホテル

では、昼食ランチで訪れるような地元客が大勢いて、そうした飲食費を観光消費としてはならないからである。) 観光入込客数は観光スポットを幾つか訪問することが多いので、観光スポットでカウントした観光入込客数は当然、訪れた観光スポットの数だけ重複した計算(延人数)となっている。それを実人数に変えるには、平均訪問地点数で除すという作業が必要である。こうして観光入込客の実人数が得られる。そこから先に得られた宿泊客の実人数を減じたものが日帰り客の実人数ということになる。それに日帰り客一人当たり消費額を乗じたものが、日帰り客の観光消費額である。日帰り客アンケート調査でも、延べの日帰り客数調査のほかに、日帰り客の平均訪問地点数および日帰り客一人当たり消費額という補助的なアンケート調査も同時並行的に実施しなくてはならない。

以上のような大掛かりな各種アンケート調査が必要となる需要サイドからの観光消費額の推計には、宿泊施設や観光スポットのある市町村、都道府県、国という各層の行政レベルでの一定期間内の連携作業が必要であるし、各地の観光スポットの選定が妥当なものであるかが大きな課題となってくる<sup>6)</sup>。

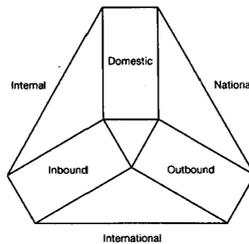
#### 4. GDPを拡大しない国内観光

1991年のオタワ会議では、観光の分類もなされている。次図1(Tourism diamondとも呼ばれる)のように、観光はDomestic(国内)、Inbound(インバウンド、国際客の受入れ)、Outbound(アウトバウンド、出国)の3つのTourismからなる。そして観光地や観光産業サイドのマーケティングの視点からDomestic tourismとInbound tourismとを合わせたInternal

6) 社団法人日本観光協会(1996)『全国観光客数統計—観光統計の調査・集計方法の全国統一(全国観光統計基準の提案)—平成8年3月』, 19頁では、「観光地点の選定については、年間の入込み客数が5万人以上、もしくは、特定時期の入込み客数が月間5,000人以上となる観光地点を調査の対象とすることを原則とするが、都道府県が観光統計を作成するうえで過去から調査を継続しているような観光地点、および今後の観光政策を振興する上で是非とも注目しておく必要がある観光地点については、都道府県もしくは市町村の判断で選定する」とされている。

tourism (インターナル・ツーリズム), 国民厚生 の視点から Domestic tourism と Outbound tourism とを合わせた National tourism (ナショナル・ツーリズム) という言葉が用いられることになった。Inbound tourism と Outbound tourism とを合わせた International tourism (国際観光) は, 国際客の受入れと送り出しの双方向の観光であることが確認され, そこでは外貨の授受が想定される。ちなみに, 外国人招待旅行などは, 観光客の国籍が外国人であっても, 外貨ではなく自国通貨が使用され, 正確には国内観光ということになる。こうした Internal tourism, National tourism, International tourism の3分類は, 観光の持つ多面性を示すものである。こうした分類が顧みない観光論議や観光振興は, 当然, 観光の目標の曖昧さや政策の不透明さとなる。

(図1) 観光の分類



(出所) 世界観光機関 (1991)。

日帰り客を巻き込んだ国内観光を地域振興の柱とする際, インバウンド・ツーリズムという国際観光との識別が重要である。確かに, 国内の有名な観光地が国際的な観光地に発展していく, 国民所得が伸びるなかで国内観光が出国観光に発展していく, 出国観光で国内観光が衰退する, あるいは2001年9月の米国テロ事件によって出国観光から国内観光へのシフトが一時見られたなど, 国際観光と国内観光の境界は曖昧ではある。しかし国民経済計算の上で両者は明らかに異なる。インバウンド・ツーリズムは, 輸出産業同様に,

外貨を獲得し国民経済規模を直接的に大きくする。その意味で「生産的」観光と言える。それに対して、国レベルでの国内観光振興は次の2点から不生産的である。第1の理由は、それが、一方が賑わい他方が寂れるというような観光地間での国内客の呼び込み合戦に見られるように、観光地間のパイの奪い合いに終始し、国民所得の地域的再分配に過ぎず、GDPの規模を大きくすることはないという点にある。こうした認識は世界の大方の経済学者が早くから認めるところである<sup>7)</sup>。第2の理由は、一定期間の家計消費の総額が一定という条件下で、国内観光消費を増大すれば他の消費は縮小する点にある。国内観光消費は多様な家計消費の1つの選択であり、これまた1国の経済規模を変化させるものではない。要するに、国内観光によって得られるのは、利潤・プラス・賃金という付加価値ではなく、一方の損による他方の得としての「譲渡所得」とも呼ぶべきものである。

国内観光が国民経済の拡大再生産に寄与しないということは、それが国民経済にもたらすところがうまくいって単純再生産、悪ければ縮小再生産ということの意味する。国内観光振興に熱心な者は、往々に国内観光の生産誘発効果でもって、単純再生産ではなく拡大再生産などと反論する。しかしそうした反論というか妄想は、一般均衡理論<sup>8)</sup>に基づいた産業連関表、とりわけ

- 7) 国内観光が一国のGDP拡大に無縁であるということは、欧米の経済学者の一般認識である。筆者は、南開大学旅游学系が1991年に翻訳出版した『旅游決策与分析方法』(中国旅游出版社、28頁)で1990年代後半にそのことを知った。同著の出版当時、中国の大学では、1978年末からの改革・開放政策を推進するために、あらゆる領域の西側世界の著名な学者の出版物がテキストとして用いられていた。同著の著者を調べてみると、今日TSAの生みの親の一人とされるカナダ・ウオタールー大学のステフェン・L・J・スミス(Stephen L. J. Smith)教授であった。
- 8) 個々の財・サービスの市場価格は需給均衡の過程で変化するが、この市場メカニズムを直観的に分析するために、特定のある財・サービスの需給均衡だけを対象とするのが部分均衡論である。しかし現実には、特定のある財・サービスの価格変化は、産業間の仕入れ・納入の連鎖から、他の財・サービスの生産や価格に影響を及ぼすことになるから、特定の財・サービスだけの需給均衡ではなく、社会全体で成立する需給均衡そして市場価格を分析していかざるをえない。このことが一般均衡論と呼ばれるものであるが、レオンチェフの産業連関論は、ある産業の生産物の量・価格を分析する際に、他の産業のそれを一定とした、実証分析上の単純化が行なわれており、それがワルラスの一般均衡論とは違っているとされる。観光産業など特定の産業の波及効果のみを示す産業連関分析も少なからず見られが、それでは経済分析としては不十分である。一般均衡論に依拠する産業連関分析は、もともと、ある産業の需要動向が地域や国の

逆行列係数表によって打ち碎かれることになる。

表1は、総務省統計局が5年ごとに公表している、わが国の平成17年（2005年）の産業連関表の逆行列係数表（108部門表）より主要産業の係数を抜き出したものである。観光産業は、各種の運輸、宿泊、飲食、物販、娯楽レジャー、旅行サービスの6部門からなる複合産業<sup>9)</sup>であるから、それに対応している産業部門表は108部門表ということになる（34部門表では大きすぎ、190部門表では細かすぎる）。

(表1) わが国主要産業の経済波及効果  
 —2005年産業連関表・逆行列係数表  $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$  (108部門表)

分類番号	001	005	006	022	037	045	052	055	057
諸産業	耕種農業	漁業	金属鉱物	石油化学 基礎製品	鉄鋼・粗 鋼	一般産業 機械	民生用電 気機器	半導体素 子・集積 回路	乗用車
列和	1.728089	1.716503	1.901084	2.130645	2.242113	2.246199	2.108568	2.175212	3.129016
影響力係数	0.877115	0.871235	0.964921	1.081438	1.138045	1.140089	1.070232	1.104059	1.588175

分類番号	062	065	067	073	074	078	079	081	082
諸産業	精密機械	建築	公共事業	商業	金融・保 険	鉄道輸送	道路輸送 (除自家 輸送)	水運	航空輸送
列和	2.023940	1.966682	1.960527	1.540800	1.606192	1.619628	1.481579	1.835605	2.063167
影響力係数	1.027278	0.998217	0.995092	0.782054	0.815245	0.822064	0.751996	0.931686	1.047189

分類番号	088	091	092	094	095	102	103	104	106
諸産業	情報サー ビス	公務	教育	医療・保 健	社会保障	娯楽サー ビス	飲食店	宿泊業	その他の 対個人 サービス
列和	1.629167	1.437163	1.260443	1.742038	1.483558	1.579019	1.932346	1.847470	1.444446
影響力係数	0.826906	0.729452	0.639755	0.884195	0.753000	0.801453	0.980788	0.937709	0.733148

(出所) 総務庁統計局 e-Stat, <http://www.stat.go.jp/data/io/ichiran.htm> をもとに作成。

諸産業の仕入れ連鎖にどのように影響を及ぼすのか、すなわちマクロの経済の成長の可能性を予測するものとして用いられるべきものである。

- 9) 複合産業を a mixed industry と英訳してはならない。完全に異質の産業が溶融され一つの産業になっている場合ではないからである。一般には a multiple industry と訳されるが、異質性を残した産業の集合を強調する場合、a heterogeneous industry という適訳がある。観光産業、環境産業、教育産業といった複合産業名は、需要サイドからとらえた産業名であるので、供給サイドの川上部門の原材料から川下部分へのサービスの流れに沿った（供給者の供給・販売視点からなされた）標準産業分類（SIC: standard industrial classification）には登場しない。標準的な産業分類は、「先に生産、後で消費」という考えを反映したものである。こうした複合産業の所得を計上すれば、国民経済計算では重複計算の問題となる。

表中の各産業の「列和」という言葉は一般には馴染みないが、それはマクロ経済学で言う投資乗数に相当し、産業全体への生産波及の倍率を示す。たとえば100億円の観光消費が生産波及効果によって150億円の国民収入になった場合の1.5という倍率がそれである。もう一つの影響力係数は、逆行列係数表の各列和を同じく逆行列係数表の列を全体の平均値で除したものである。それが1以上であればあるほど生産誘発力のある産業である。

分類番号001～006の農林漁業や鉱業など自然とかかわる採取産業では、生産波及倍率（列和）2以下、影響力係数1以下である。分類番号022～037の石油化学や鉄鋼などの素材工業、分類番号045～062の加工工業（いわゆる製造業）になると、波及倍率2以上、影響力係数1以上となっている。なかでも分類番号057の乗用車の波及倍率3以上は突出している。そうした採取産業・素材工業・加工工業の産出物をもとに、各種の産業が成り立つことになる。分類番号065～067の建築や公共事業は一転して波及倍率2以下、影響力係数1以下となり、川下の産業、とくに物づくりと接点の薄いサービス業ほど、波及倍率、影響力係数ともに低下していくことになる。分類番号073の商業、074の金融での波及倍率はそれぞれ1.5、1.6、影響力係数はともに0.8前後と公共事業以下となっている。

分類番号078～082は観光産業の中核的存在としての交通・運輸サービス業である。人を運ぶ交通ばかりでなく、物を運ぶ運輸も含まれていることから、波及倍率、影響力係数ともに反転している。とりわけ分類番号082の航空輸送は波及倍率2以上、影響力係数1以上と突出している。しかし分類番号102～106の交通・運輸、物販を除いた観光産業、すなわち娯楽レジャー、飲食、宿泊、各種対個人サービスでは、波及倍率は2以下、影響力係数はいずれも1以下となっている。

航空輸送の生産波及効果は平均以上となっているが、観光産業全体では平均以下である。経済波及効果はいずれの産業にも大なり小なり存在することから、影響力係数1以下の観光、とりわけとりわけ外貨獲得につながらない国内観光に対して、観光庁などの国（中央政府）の政府観光機関が、公共投

資、低利融資斡旋、税制優遇などの輸出産業並みの挺入れという産業政策的論拠は存在しない。それにもかかわらず、本来、中立的な立場にあるはずの国が、「休暇分散化計画」と称してGDPを拡大しないどころか、むしろそれを縮小させるような国内観光の振興しようとしているのである。

## 5. 観光庁「休暇取得の分散化」計画の概要

「休暇取得の分散化」計画は、鳩山由紀夫民主党政権（2009年9月16日～2010年6月8日）の前原誠司国土交通大臣の音頭のもと、観光庁が音頭を取り「新成長戦略」の一環としてとりまとめたものである。2009年末、観光庁観光立国推進本部の休暇分散化ワーキングチームは、全国を5つの地域に分け時期をずらして5月と10月に5連休を設ける「休暇取得の分散化」計画案（図2）を提示した。それは、休暇を増やそうとするものではなく、休暇を一時期にまとめようとする計画である。春の大型5連休は、1月15日の「成人の日」、5月4日の「みどりの日」、5月5日の「子供の日」、秋の大型5連休では、7月第3月曜日の「海の日」、9月第3月曜日の「敬老の日」、10月第2月曜日の「体育の日」のそれぞれの祝日を記念日とし、これら3日の祝日を、地域ブロックごとに春秋の同一週の休暇としてまとめ、土曜日と日曜日につなげることによって大型5連休を創設する。観光庁は2010年4月から6月にかけて、北海道・東北・北関東ブロック、南関東ブロック、中部・北陸信越ブロック、近畿ブロック、中国・四国・九州・沖縄ブロックの5地方ブロック説明会を実施した。

これにより国内観光拡大による地域振興が目目されることになったが、賛成意見は極めて少なく、「企業活動が寸断され社会的効率が落ちる、金融決済に支障が出る、年次有給休暇の取得促進が最優先、単身赴任家庭での休暇の不一致が生じる、学校教育が混乱する、歴史・文化・伝統と切り離せない祝日を記念日にはできない…」などと、産業・労働・教育などの反発は極めて大きかった。観光産業界からも人気のある観光地・宿泊施設とそれ以外の差が顕著になるなどの反対意見も出た。2010年8月発表の観光庁調査結果で

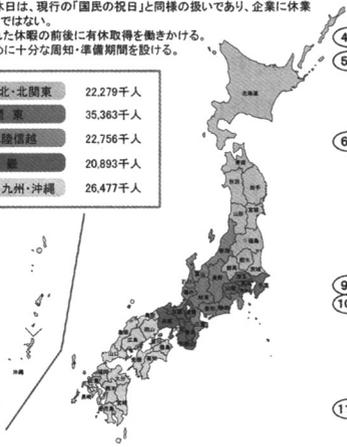
は、68%の人がそれによるメリットは「特にない」との回答である。そうした結果を踏まえ、同年開催の第2回休暇改革国民会議<sup>10)</sup>では、春のゴールデンウィークを棚上げとし、秋を先行させる、ブロック数についてはよく検討するなどとなった。「休暇取得の分散化」計画は、休暇改革国民会議メンバーの応援を得て、軌道に乗るものと目論まれていたが、それが裏目に出、年を越し、2011年3月11日の東北沖の大地震によって棚上げされ今日に至っている。

(図2) 観光庁「休暇取得の分散化」計画案

【基本方針】

- ◆ 分散化の対象とする「国民の祝日」は、記念日として従来の日に戻し、休日としては地域別に分散して設定する。
- ◆ 地区別取得する休日は、現行の「国民の祝日」と同様の扱いであり、企業に休業を義務化するものではない。
- ◆ 地区別に分散された休暇の前後に有休取得を働きかける。
- ◆ 円滑な導入のために十分な周知・準備期間を設ける。

北海道・東北・北関東	22,279千人
新関東	35,363千人
中部・北陸信越	22,756千人
近畿	20,893千人
中国・四国・九州・沖縄	26,477千人



※中継では、10月1日を含む週は国境部関連の大型連休であり、この時期に国内の連休を設定すると、かえって連休を延長する可能性があるため。

【分散化の例】

**A案：春の大型連休の分散（2012年5月～6月の例）**

「成人の日」、「みどりの日」、「体育の日」の休日を地域ブロック別に分散

日	月	火	水	木	金	土
4月	30日 振替休日	1日	2日	3日	4日	5日 選行的祝日(記念日に)
5月	7日	8日	9日	10日	11日	12日
5月	13日	14日	15日	16日	17日	18日
5月	19日	20日	21日	22日	23日	24日
5月	25日	26日	27日	28日	29日	30日
6月	1日	2日	3日	4日	5日	6日
6月	7日	8日	9日	10日	11日	12日
6月	13日	14日	15日	16日	17日	18日
6月	19日	20日	21日	22日	23日	24日
6月	25日	26日	27日	28日	29日	30日
6月	1日	2日	3日	4日	5日	6日
6月	7日	8日	9日	10日	11日	12日

有休取得の働きかけ

**B案：秋の大型連休の創設（2012年10月～11月の例）**

「海の日」、「敬老の日」、「体育の日」の休日を地域ブロック別に分散

日	月	火	水	木	金	土
9月	30日	1日	2日	3日	4日	5日
9月	6日	7日	8日	9日	10日	11日
9月	12日	13日	14日	15日	16日	17日
9月	18日	19日	20日	21日	22日	23日
9月	24日	25日	26日	27日	28日	29日
9月	30日	1日	2日	3日	4日	5日
10月	6日	7日	8日	9日	10日	11日
10月	12日	13日	14日	15日	16日	17日
10月	18日	19日	20日	21日	22日	23日
10月	24日	25日	26日	27日	28日	29日
10月	30日	31日	1日	2日	3日	4日
11月	5日	6日	7日	8日	9日	10日
11月	11日	12日	13日	14日	15日	16日
11月	17日	18日	19日	20日	21日	22日
11月	23日	24日	25日	26日	27日	28日
11月	29日	30日	1日	2日	3日	4日
11月	5日	6日	7日	8日	9日	10日

有休取得の働きかけ

(出所) 観光庁 (2011.2.9) 「休暇取得の分散化に関する中国ブロック意見交換会 (広島市)」配布資料。

10) 観光庁は「休暇取得の分散化」計画を推進するために、2010年10月6日に第1回休暇改革国民会議を開催している。新日鐵の三村明夫会長が座長に就任し、各界を代表する面々66名がメンバーで、そのうちわけは経済界 (11)、労働界 (1)、教育界 (7)、有識者 (14)、地方自治体の長 (21)、若年層 (7)、メディア (1)、観光 (1)、その他 (3)であった。観光庁は休暇改革国民会議を次のように紹介している。「国内旅行需要の平準化を図り、新たな需要の創出、観光産業におけるサービス向上や雇用の安定化、またこれらを通じた地域経済の活性化を図るため、…大型連休を地域別に分散して取得する「休暇取得の分散化」を提案して…いるところです。…国民的コンセンサスを形

言うまでもなく、あらゆる産業政策には国民経済の拡大という大義が掲げられるが、それは特定の地域や産業の直接的利益につながるものである。溝旗宏観光庁長官が当初から不要不急と言われてきた「休暇取得の分散化」に着手した背後に、当計画実現を急ぐ真の推進者で真の受益者が存在していた。それは2009年12月21日観光庁国際会議室で開催の観光立国推進本部第1回休暇分散化ワーキングチーム会合での配布資料から浮かび上がってくることである。配布資料には、旅館再生でマスコミなどに大きく取り上げられ、国土交通省成長戦略会議委員の肩書を有する株式会社星野リゾート社長の星野佳路氏による「需要の平準化」(PDF ファイル10枚)という資料がある。当日、オブザーバーとして招かれた星野氏は、国土交通大臣政務官や官僚たちを前にして、パワーポイントを用いそれを披露している<sup>11)</sup>。星野氏の持論である国内観光「需要の平準化」はその時すでに官僚たちによって公論化されていた。ここでその星野報告を簡単に紹介しておこう。

星野氏はまず、世界観光機関 (UNWTO) の資料をもとに、観光市場のトレンドを「急増する国際旅行市場」とし、観光の将来性を示唆する。次に、わが国の観光市場のうち「国内市場は意外に大きい」とし、国内観光がインバウンド・ツーリズムよりも規模と経済効果の面で遥かに凌ぎ、インバウンド・ツーリズムよりも安定したものであると、その優位性を強調する。具体的には、国内旅行消費額22兆円、生産波及効果53.1兆円、直接雇用29万

---

成するとともに、休暇取得の促進・分散化に向けた国民運動を推進するため、国民各界を代表する委員から構成される「休暇改革国民会議」を開催…」などと説明している ([http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics02\\_000015.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics02_000015.html))。なお、この説明冒頭の「需要の平準化」という用語は、2009年12月21日観光庁国際会議室で開催の観光立国推進本部第1回休暇分散化ワーキングチーム会合での国土交通省成長戦略会議委員星野佳路氏(星野リゾート社長)の報告タイトルと一致する。同年12月16日開催の第2回休暇改革国民会議では、反対意見が続出し、三村座長は会議後、記者団に対し、「反対論も大きく、当初の原案通りに進めるのは難しい」として否定的な見方を示し、新聞各社が観光庁、休暇取得の分散化案撤回などと報じた。観光庁の当初の思惑とは全く異なり、休暇改革国民会議は「休暇取得の分散化」計画を否定する場となった。

- 11) 「需要の平準化」(PDF ファイル10枚)は、第1回休暇分散化ワーキングチーム審議録(平成21年12月21日)のなかの【資料3】星野委員提出資料[PDF : 709KB]として収められている ([http://www.mlit.go.jp/kankocho/iinkai/suishinhonbu/kyuka\\_wt.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/iinkai/suishinhonbu/kyuka_wt.html))。

人、間接雇用64万人に対して、インバウンド・ツーリズム2000万人の場合、消費額3.2兆円、生産波及効果7.8兆円、直接雇用211万人、間接雇用441万人。2007年の国内観光の消費額において、国内観光産業は49.5兆円、自動車産業は23.5兆円と、国内観光産業の経済規模の大きさを強調する。他方で、サービス業とりわけ旅館などの（労働）生産性がアメリカの3分の1以下という低さを説明し、国内の観光産業を発展させる必要性を強調する。そしてわが国の観光産業の課題は魅力と収益力の2つのアップであり、前者では商品力と集客力、後者では効率と利益率の2つのアップがポイントとなるとする。需要サイドから見れば、繁閑の差と高い交通費の2つが課題であり、前者においては休みの分散、後者ではLCC、高速道路がポイントとなるとし、「地方には魅力があるのに国内観光地が低迷する訳」として、年末年始やゴールデンウィーク、夏休み、それ以外の土日において100日の黒字、平日の265日の赤字ということから、ゴールデンウィークなど地域ごとに取得よる国内旅行需要の平準化を唱える。そしてこうしたことは、フランスやドイツなどですでにやっているとし添えている。

星野報告は、国内観光への挺入れが、観光産業、地域経済、ひいては国民経済の発展につながるという思いを、旅館経営再生のプロの立場から各種データをつなぎ合わせ訴えたものであるが、各データの十分な説明も整合性もなく、論理的にも飛躍が多いものと言わざるをえない。まず指摘すべきは、世界観光機関が示す旅行市場の急拡大はインバウンド・ツーリズムという国際観光の現状とトレンドであって、国内観光のトレンドではないという点である。前述のように、国内観光とインバウンド・ツーリズムは、経済的にも社会的にも質的に異なる二つの観光である。両者の量的比較を行うことなどできない。あたかも観光産業が、わが国経済を牽引し外貨獲得で最も貢献してきた自動車産業を規模で凌ぐという説明にその主張や論理の怪しさが感じられる。産業の分類はもともと供給サイドからなされ、需要サイドから見た観光産業は産業分類表中にその名称すら存在せず、観光産業の規模を一般の供給サイドから分類した自動車産業などの産業と比較することなど全く

ナンセンスなことである<sup>12)</sup>。労働生産性の劣った旅館などを立て直そうというミクロレベルでの課題がマクロ経済の話に転嫁されてもいる。労働生産性という概念はもともと、投下労働量の単位時間当たりの産出量を示す指標で、労働生産性アップは一般に、単位時間内での産出量を100個から200個に倍増するといった産出量の変化で表されるものであるから、はじめから受入れ上限（収容定員）のある個別の旅館や各種の観光産業には適用しにくい概念である。すなわち観光産業での100室、100席といった定員を超えて、200室、200席という供給は現実にはありえない（オーバーブッキング）。今流に、観光産業での労働生産性を従業員一人当たりの付加価値（賃金+利潤）と定義しなおすことも可能ではあるが、星野氏の旅館経営が世間から注目されてきたのは労働生産性アップというよりは稼働率のアップという経営手法である。フランスやドイツの休暇分散化を真似れば、あたかも立ち後れた観光地にも観光客が訪れたり、観光産業につきもののシーズンリティの問題が克服できたりするような主張は、ミクロの一部の成功事例をマクロ経済に展開しようというミスリードである。その休暇分散化も欧州の一部の国に留まっているのが現状である。星野氏の主張する国内旅行「需要の平準化」は、一方が賑わい他方が寂れる国内観光地間の競争を一層熾烈なものとするだけのことである。

## 6. 観光庁「休暇取得の分散化」計画の総括

2009年末からの国挙げての騒々しい議論の末ペンディングとなっている観光庁「休暇取得の分散化」計画は、次の2つの理由から、国民経済の成長とは全く無縁なものである。その理由の1つは、それが休暇日数の増加をもたらすものではなく、したがって労働生産性の向上、技術革新、ひいては国際競争力強化といった、国民経済レベルでの効率アップは期待できないところにある。年次有給休暇、連続休暇の取得を促すなどという何とも拍子抜け

12) 詳しくは河村誠治（2009）「産業分類と観光産業」『山口経済学雑誌第58巻第6号』を参照されたい。

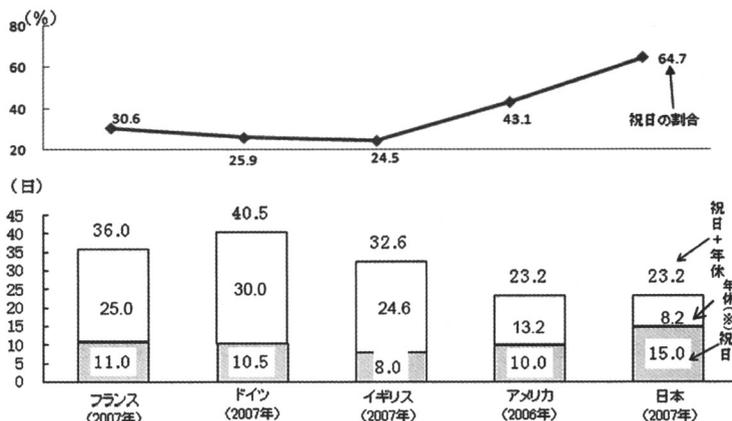
した答弁も聞かれるが、それは後付けの弁明に過ぎない。もう1つの理由は、混雑緩和などで創出されるという新規の国内観光需要がGDPを大きくしないところにある。GDPは年単位のもので、一時期の個別領域の生産だけを表すものではない。勤労者世帯の所得が増えないなか、観光消費だけを伸ばせばどうということになるのかまで考えられていない。観光消費額の増加は、勤労者世帯に日々の暮らしを切り詰める方向に向かわせる。当然、それは生活関連産業の売上げに影響が及ぶ。観光需要およびその波及効果をことさら強調しても、GDPを大きくすることにはならない。観光産業への梃入れを主張する星野氏のような旅館経営者もいるが、それは個別業界の取り分を増やす主張に過ぎない。また産業連関表は旅館業などの観光産業のようなサービス業の波及効果が公共事業にも及ばない事実を突きつける。観光消費でなくても他の消費でも経済波及効果は大なり小なりある。観光産業の経済波及効果は小さいので、観光産業よりも他産業の活性化の方がGDP増大に効果的ということである。中央政府の中立公平という観点から、また外貨獲得やGDP増大という大義名分が国内観光にないことから、「休暇取得の分散化」という政府観光機関による国内観光振興には無理がある。

勤労者世帯の国内観光消費は、国民経済的に見て、勤労者の所得の地域間あるいは産業間の移転に過ぎないが、シルバー世代が国内観光にお金を回すというのであれば話は違ってくる。それが、老後のために塩漬けにされてきた膨大な資産・ストックの一部が取り崩される、すなわちストックの量が減り、フローの量が増えるということであれば、国民経済全般が活性化し、GDPの規模が拡大する。それは、わが国社会・経済の根源的問題である生産と消費の矛盾を緩和する一方策となりうる。観光庁が、国内観光の不生産性という側面を払拭し、国内観光を持続的に発展させるには、勤労者世帯ではなく、シルバー世代に照準を合わせた施策の実行が欠かせない。財布の紐がきつく、賢明なシルバー世代に対して、より良いサービスをよりリーズナブルな値段で国内観光商品を提供していくよう産業界に働きかけていく産業政策であれば国際的にも通用する。もちろんそこには、老後の生活設計、ラ

イフスタイルの変更という社会的、国家的課題も横たわっている。

図3にみられるように、わが国の勤労者世帯は、果たしてフランスやドイツの欧州のような年間40日前後の長期休暇を必要としているのか。日本の休暇23.2日は少ないとされるが、政治、経済、社会の何でも模倣されてきたアメリカとは同じ水準である。労働は、日米共に家庭に福をもたらすこととありがたく捉えられるが、欧州では一般に、Toil (苦役) と見られ、そこから逃れるために長期休暇が不可欠であるようである。なぜアメリカではなく欧州の一般常識やモデルを今の日本に当てはめようとしているのか、仕事熱心な観光庁の官僚たちに問いたい。

(図3) 国別の祝日及び年次有給休暇の日数、祝日の割合



資料出所: 独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2009」  
 (注) 年次有給休暇は付与日数(日本は取得日数)

(出所) 観光庁 (2011.2.9) 「休暇取得の分散化に関する中国ブロック意見交換会 (広島市)」配布資料。

## 7. 政府観光機関 (NTOs) のあるべき姿

今日わが国の政府観光機関あるいは政府観光当局 (NTOs: National Tourism Organizations) と言えば、2008年10月の発足の観光庁 (Japan Tourism Agency) である。一昔前までは国際観光振興機構 (通称: 日本政

府観光局, JNTO: Japan National Tourism Organization) がその代表格であった。観光庁は、2006年12月の観光立国推進基本法（観光基本法（昭和38年法律第107号）の全部改正）成立後の、2007年6月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を受けて発足したものである。その使命として、1. 訪日外国人旅行者数を増やす、2. 日本における国際会議の開催件数を増やす、3. 日本人の海外旅行者数を増やす、4. 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を増やす、5. 国内における観光旅行消費額を増やすことの5つが掲げられている。そのうち4と5は、国内観光に関するところが大きく、それがインバウンド・ツーリズムに特化したJNTOとの最大の違いとなっている。ちなみに、JNTOの使命は、1. 外国人観光客の来訪促進、2. 外国人観光客への受入れ対策、3. 通訳案内士試験の実施に関する事務代行、4. 国際観光に関する調査および研究、5. 国際観光に関する出版物の刊行、5. 国際会議などの誘致促進、開催の円滑化の5つである。

確かに、観光庁の国内観光振興は、観光立国推進基本法という法的根拠を得てはいるが、産業連関や国民所得の理論をもとに述べてきたように、それは一部の観光地や一部の観光産業の経済成長を促すことはあっても、GDPを増大するものではない。欧米では、観光旅行消費額を増やすことを使命に掲げるような日本や韓国を重商業主義（Mercantile）の国家と見ている。この重商業主義（Mercantile）という用語であるが、もとは初期の重金主義や後期の貿易差額主義からなる大商業資本の利益を代弁する思想とされていたが、今日では一国や世界の経済のパイを大きくすることを考えず、国内の後れた産業の保護・育成にこだわる保護主義という意味合いで使われている。日本や韓国とは対照的に、アメリカやカナダは自由な（Liberal）国家、フィンランドやスウェーデンを社会民主的な（Social democracy）あるいは社会福祉的な（Social welfare）国家とし、政府観光機関の使命もそうした自由や社会福祉に貢献するものとされている。（表2）

ここで言えるのは、政府観光機関という特定領域の政府機関いえども国や世界の課題に応じて行く姿勢が求められるということである。「休暇取得の

分散化」計画のように、特定の業界の意見をもとに、国内観光旅行の消費額を増やそうなど大いに問題である。繰り返すが、今日わが国経済の最大の課題は、生産と消費の不均衡による内需拡大である。それを克服しなければ貿易収支の不均衡、円高不況、産業空洞化などといった構造的問題は解決できない。そのために政府観光機関も観光の領域から施策を講じていくという姿勢が求められる。国と地方自治体の使命は異なるのに、観光庁という政府観光機関が今なお地域経済振興の旗振り役であることは問題である。地域経済振興を国の発展につなげていこうということであるなら、観光庁でなくても、これまでどおりの国土交通省の地方運輸局でもその任務は十分に果たせるはずである。政府組織の肥大化は問題である。国民経済全般を活性化させ、GDPの規模を拡大するという、縦割り行政を越える観光庁の姿勢が必要で、それが見えてこないのも問題である。

(表2) 各国の政府観光機関 (NTOs)

Table 4.2 Summary of results on national tourism organizations (NTOs)

	USA	Canada	Finland	Sweden	South Korea	Japan
Type of regime	Liberal	Liberal	Social democracy	Social democracy	Mercantile	Mercantile
Presence of NTO	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Activities of NTO:						
Information gathering	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Market research	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Destination marketing activities (publication of brochures, destination website, participation in travel fairs)	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Online bookings	No	No; only offers and links to websites of partner companies	No; only offers and links to websites of partner companies	Yes	Yes	Yes
Categorization/licensing	No	No	No	No	No	Partial; tour guides
NTO offices abroad	No	9 countries	15 till 2006; no offices since then	11 offices of VisitSweden	26 offices in 14 countries	13 offices in 11 countries
Funding	Public/private	Public/private	Public/private	Public for NUTEK; public/private for VisitSweden	Public	Public for the JNTO; public/private for Visit Japan Campaign

(出所) Craig Webster, Stanislav Ivanov and Steven F. Illum (2010) "The paradigms of political economy and tourism policy National tourism organizations and state policy," in Mosedale, Jan (2010) *POLITICAL ECONOMY OF TOURISM*, ROUTLEDGE, p68.

## 8. 補節一わが国観光政策の歩み<sup>13)</sup>

国内観光と国際観光には、関わりもあるが相違点もある。同じ観光地、同じ観光産業といえども、いずれを志向していくかによって、政府支援の有無の違いも出てくる。最後に、わが国で観光政策が始まったところに立ち返り、国は国内観光ではなくインバウンド・ツーリズムに重点を置いた観光政策を行ってきたことを確かめておこう。(表3)

1887(明治20)年、井上馨外務大臣が、実業家として知られる洪沢栄一に、外国の要人を受入れのホテル建設を依頼し、3年後の1890年、フランク・ロイド・ライトの設計による帝国ホテルが開業している。1893年には、財界人の呼びかけで、外客への接遇向上のための貴賓会(ウェルカム・ソサイエティ)が設立された。ただその設立趣旨は外貨獲得ではなく、江戸末期の安政年間に欧米列強と結ばされた各種の不平等条約の撤廃、なかでも治外法権の撤廃と関税自主権の回復であった。それなくしては国際収支バランスの確保や観光による外貨獲得も思うようには進まなかったからである。1911年になりどうにか不平等条約が完全撤廃され、翌年、鉄道院(のち鉄道省)は船会社やホテルなどの協力を得て、外貨獲得を目的としたジャパン・ツーリスト・ビューロー(JTB)を設立し、外国の要人などへの旅行斡旋や旅行サービス業務などを行なっている。1930年、浜口内閣では、外客誘致が当時深刻であった国際貿易赤字を緩和するものと位置づけられ、鉄道省の外局として「国際観光局」が設立され、翌年には財団法人国際観光協会が設立されている。同年、「国立公園法」が制定され、1934年には雲仙、霧島、瀬戸内海が日本を代表する国立公園として指定されている。しかし外客誘致の試みは、戦争拡大で完全にストップした。

1946(昭和21)年の第90回帝国議会在が召集され、戦後経済復興に不可欠な外貨を獲得するための「観光国策確立に関する建議」、「国際客誘致準備に関する建議」が打ち出されている。ただ戦後の混乱のなか、公序良俗の維持な

13) 本節は河村誠治(2008)『新版 観光経済学の原理と応用』九州大学出版会の第1章第4節「国際観光と国内観光」26~31頁の一部を簡略化。

どの視点から、1948年に「旅館業法」が制定されている。旅館業法は、『六法全書』に見られるように、風俗営業法と同列に並べられ取締り行政の法的根拠となっていたが、度重なる改正の結果、今日ではそうしたニュアンスは払拭されている。また1948年には、「温泉法」も制定されている。当時、温泉はわが国の主たる観光資源と位置づけられ、外客誘致の目玉でもあったので早くに立法化された。翌49年には、「国際観光事業の助成に関する法律」、「通訳案内業法」、「国際観光ホテル整備法」の三法が成立した。そのうち通訳案内業法と国際観光ホテル整備法は、日本語を理解できない外国人観光客が安心してわが国を旅行・宿泊することを可能にするものであった。サンフランシスコ講和条約が締結され日本と連合国との戦争状態が終結した1951年には、「出入国管理令」、「旅券法」、「検疫法」などが制定され、国際的な人的交流が可能になった。そして1952年に、国内、国際を包括する「旅行斡旋業法」が制定されている。観光の憲法である「観光基本法」は1963年になってようやく公布されている。それは2007年に「観光立国推進基本法」にとって代えられることになったが、訪日外国人観光客の増加を国内観光需要の増大に先んじて明記している点は変わらない。国内観光よりも国際受入れ観光（インバウンド・ツーリズム）が政策的に優先させられてきたことは、わが国の観光の歩みと観光関連の法律においても見て取ることができる。ただ1964年の東京オリンピックや1970年の日本万国博覧会（大阪万博）のような国際的イベントにおいては、国内客の見学者や入園者が膨らみ、経済的影響において外国人客を圧倒することにはなる。

(表3) わが国の観光の歩みと観光関連の法規

1893 (明治26) 年	貴賓会 (ウェルカム・ソサイエティ) 設立
1890 (明治23) 年	帝国ホテルが開業 (フランク・ロイド・ライト設計)
1912 (明治45) 年	ジャパン・ツーリスト・ビューロー設立
1930 (昭和 5) 年	鉄道省の外局としての「国際観光局」設立
1931 (昭和 6) 年	財団法人国際観光協会が設立, 「国立公園法」公布
1946 (昭和21) 年	運輸省鉄道総局業務局観光課設置 (～1949)
1948 (昭和23) 年	「旅館業法」施行, 「温泉法」施行
1949 (昭和24) 年	「国際観光事業の助成に関する法律」, 「通関案内業法」, 「国際観光ホテル整備法」施行, 運輸省大臣官房観光部設置 (～1955)
1950 (昭和25) 年	「文化財保護法」, 「国土総合開発法」施行
1951 (昭和26) 年	「出入国管理令」制定, 「旅券法」, 「検疫法」施行
1952 (昭和27) 年	「旅行あつ旋業法」制定
1955 (昭和30) 年	財団法人国際観光設立 (～1959), 運輸省観光局設置 (～1968)
1956 (昭和31) 年	「旅行斡旋業法」改正 (更新登録制度, 旅行あつ旋約款の届出)
1957 (昭和32) 年	「自然公園法」施行
1959 (昭和34) 年	特殊法人日本観光協会設立 (～1964)
1963 (昭和38) 年	「観光基本法」施行
1964 (昭和39) 年	特殊法人国際観光振興会設立, 社団法人日本観光協会設立, 海外渡航自由化, 東海道新幹線開業, 東京オリンピック開幕, 初刊『観光白書』
1968 (昭和43) 年	運輸省大臣官房観光部設置 (～1984)
1970 (昭和45) 年	大阪万国博覧会の開催
1971 (昭和46) 年	「旅行斡旋業法」を「旅行業法」に改正 (旅行業登録種別の設定, 旅行業務取扱主任者制度発足)
1982 (昭和59) 年	「旅行業法」改正 (主催旅行, 標準旅行業約款)
1984 (昭和61) 年	国際運輸・観光局観光部 (～1991)
1986 (昭和61) 年	「民間事業者の能力活用による特定施設の整備促進臨時措置法」(民活法) 制定
1987 (昭和62) 年	「海外旅行者倍増計画」(テン・ミリオン計画) 発表, 「総合保養地域整備法」(リゾート法) 公布
1991 (平成 3) 年	運輸省運輸政策局観光部設立 (～2001年)
1994 (平成 6) 年	「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」(「コンベンション法」) 成立
1997 (平成 9) 年	「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律」(「外客誘致法」) 成立・施行
2001 (平成13) 年	国土交通省総合政策局観光部設立
2002 (平成14) 年	「グローバル観光戦略」の発表
2003 (平成15) 年	「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の実施, 独立法人国際観光振興機構設立
2004 (平成16) 年	旅行業改正 (旅行者の利便の向上, 旅行者保護の拡充)
2005 (平成17) 年	「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」(「外客誘致法」) の改正
2006 (平成18) 年	「観光立国推進基本法」成立
2007 (平成19) 年	「観光立国推進基本計画」策定
2008 (平成20) 年	観光庁発足
2010 (平成22) 年	TSA (Tourism Satellite Account) の導入, 「休暇取得の分散化」計画の公表

## 9. むすび

ほんの一昔前、観光の議論は国内外を問わず、社会学の領域で細々となされていた。それが今日では、観光客数や観光消費額といった観光産業界の経営およびそれを越えた地域振興や国民経済の発展といった国挙げての経済的な論議にまでになった。観光活動が国際化しそれが市場経済とかかわりを増すなか、世界観光機関は1990年代後半から観光対象としての観光資源の再生産や観光による地域振興の重要性を強調し、もとは観光客とは見なされていなかった日帰り客を観光入込客として観光客の領域に含める各種観光統計すなわち TSA (観光サテライト勘定, Tourism Satellite Account) を導入するよう各国政府に要請した。

地域住民である日帰り客が宿泊を伴わない国内客とも称され、「観光統計の国際標準化」が進展するなか、観光庁「休暇取得の分散化」計画案に見られるように、国内観光とインバウンド・ツーリズムの領域の観光消費額が同一視され、国内観光への政府観光機関の挺入れが正当化されることになった。国内観光は、国民所得の地域間あるいは業種間の移転を担いはするが、GDP そのものを拡大する性質のものではない。観光庁には、公平中立の観点および国民経済の拡大再生産の観点から、速やかに国内観光産業への挺入れを止めることが望まれる。唯一の例外は、塩漬けにされたストックをフローに変えるシルバー世代の国内観光を促す助長行政である。縦割り行政を越える観光庁の姿勢が必要で、それが見えてこない。何よりも、中央政府の観光庁が地域の経済振興に首を突っ込み過ぎるのは問題である。

今日世界では、官僚主導による産業政策は保護主義として否定される趨勢にある。観光庁など政府観光機関は、国の誇りとなる観光資源の再生産や国民経済の拡大再生産につながるインバウンド・ツーリズムの振興に特化していくべきで、国土交通省の外局としての観光庁と国際観光振興機構(JNTO)は整理統合を検討していくべきである。観光立国推進基本法、およびそのための行動計画が国内観光振興を謳っていて問題ということであれば、観光立国推進基本法そのものを改正するのが正論であると考えられる。

## (主要参考・引用文献)

- ・世界観光機関アジア太平洋センター (2007) 『第1回観光経済国際シンポジウム報告書』 (<http://www.unwto-osaka.org/image/activities/25-1.pdf>)。
- ・世界観光機関アジア太平洋センター (2009) 『第2回観光経済国際シンポジウム報告書「地域の観光戦略と TSA」』 (<http://www.unwto-osaka.org/image/activities/31-1.pdf>)。
- ・社団法人日本観光協会 (1996) 『全国観光客数統計—観光統計の調査・集計方法の全国統一 (全国観光統計基準の提案) —平成8年3月』。
- ・河村誠治 (2008) 『新版 観光経済学の原理と応用』九州大学出版会。
- ・斯蒂芬・L・J 史蜜斯著, 南開大学旅游学系訳 (1991) 『旅游決策与分析方法』中国旅游出版社。
- ・Mosedale, Jan (2010) *POLITICAL ECONOMY OF TOURISM*, ROUTLEDGE.
- ・Tadayuki Hara (2008) *Quantitative Tourism Industry Analysis*, Butterworth-Heinemann.